

法務省保観第119号
障発第1119第1号
平成27年11月19日

各
〔
都道府県知事
指定都市市長
地方更生保護委員会委員長
矯正管区長
保護観察所長
矯正施設の長
関係法人等の長
〕
殿

法務省保護局長・矯正局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の発出について

薬物依存の問題を抱える者に関しては、「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月閣議決定)や「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定)等において、関係機関や団体が緊密に連携してその社会復帰を支援していく方針が示されているところです。

しかしながら、全国的に見れば、現状において、関係機関や団体の間の連携は必ずしも緊密に行われているとは言い難い状況にあり、このことが、刑務所出所者等を含めた薬物依存の問題を抱える者の社会復帰を妨げ、再乱用へと至らせてしまう一因になっているとも考えられます。

さらに、いわゆる危険ドラッグを含めた薬物乱用が大きな社会問題となっていること、薬物依存のある刑務所出所者に対する処遇の充実を前提とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行されること等をも鑑みれば、

関係機関や民間支援団体の連携をより緊密にするための対策を喫緊に講じる必要があります。

については、今般、法務省及び厚生労働省において、別添のとおり、保護観察所や医療・保健・福祉機関による連携の指針となるガイドライン「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を定め、平成28年4月1日から実施することとしましたので、通知します。同日以降は、別添のガイドラインを参照の上、薬物依存者への支援に特段の配慮をお願いします。

各都道府県及び指定都市においては、管内の特別区、市町村、関係機関及び民間支援団体に周知を図るとともに、各関係法人においては、会員各位など関係者に周知いただき、各地域において円滑な連携が確保されるよう、お取り計らい願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言ですので申し添えます。

（添付資料）

- ・「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」
- ・「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要
- ・ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ（イメージ図）